# デビットカード取引規定

## 第1章 デビットカード取引

### 1. (適用範囲)

次の各号のうちいずれかの者(以下、「加盟店」といいます。)に対して、デビットカード(当金庫がカード規定にもとづいて発行するカードのうち普通預金、無利息型普通預金(総合口座取引の普通預金、無利息型普通預金を含みます。)のキャッシュカード。以下、「カード」といいます。およびローンカード規定にもとづいて発行するローンカード)を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等(以下、「売買取引」といいます。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下、「売買取引債務」といいます。)を当該カードの預金口座(以下、「預金口座」といいます。)から預金の引落し(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。)によって支払う取引、およびカードローン契約にもとづく指定口座からのカードローン借入金(以下、「借入金」といいます。)の出金によって支払う取引(以下、「総称して「デビットカード取引」といいます。)については、この規定により取扱います。

- ① 日本電子決済推進機構(以下「機構」といいます。)所定の加盟店規約(以下、「規約」といいます。)を承認の うえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関(以下、「加盟店銀行」といいます。)と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人(以下、「直接加盟店」といいます。)但し、当該加 盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人(以下、「間接加盟店」 といいます。)。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない 場合があります。
- ③ 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人(以下「組合事業加盟店」といいます。)。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

#### 2. (利用方法等)

- (1) カードまたはローンカードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードまたはローンカードを加盟店に 設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機(以下、「端末機」といいます。)に読み取らせるかま たは加盟店にカードまたはローンカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードまたはローンカードを端末機に読 み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードまたはローンカードの暗証 番号を第三者(加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しまたは借入金の出金による預金の取得を目的として、カードまたはローンカードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
  - ① 停電、故障等により端末機による取扱ができない場合
  - ② 1回あたりのカードまたはローンカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を越え、または最低限度額に満たない場合
  - ③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた 商品または役務等に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードおよびローンカードをデビットカード取引に利用することはできません。
  - ① 1日あたりのカードの利用金額(カード規定による預金の払戻金額を含みます。)が、当金庫が定めた範囲を超える場合またはカードローン契約にもとづく貸越限度額を越える場合
  - ② 当金庫所定の回数を越えてカードまたはローンカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ③ カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
- (5) 当金庫がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

#### 3. (デビットカード取引契約等)

- (1) 前項第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認または借入金の出金確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約または借入金の出金によって支払う旨の契約(以下、総称して「デビットカード取引契約」といいます。)が成立するものとします。
- (2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。
  - ① 当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図または借入金の出金の指図および当該指図にもとづいて引落された預金または出金された借入金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図または借

入金の出金の指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。

- ② 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者(以下本条において「譲受人」と総称します。) に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当 金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。
- (3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

## 4. (預金または借入金の復元等)

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しまたは指定口座からの借入金の出金がされたときは、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当金庫を含みます。)に対して引落された預金相当額または出金された借入金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当金庫に対して引落された預金または出金された借入金の復元を請求することもできないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードまたはローンカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金または出金された借入金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当金庫に取消しの電文を送信し、当金庫が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当金庫は引落された預金または出金された借入金の復元をします。加盟店経由で引落された預金または出金された借入金の復元を請求するにあたっては、自らカードまたはローンカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードまたはローンカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金または出金された借入金の復元はできません。
- (3) 第1項または前項において引落された預金または出金された借入金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードまたはローンカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとします。

## 5. (読替規定)

(1) キャッシュカード規定の読替

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるキャッシュカード規定の適用については、同規定第7条中「代理人による預金の預入れおよび払戻し」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻しおよびデビットカード取引」と、同規定第7条第1項中「預金の預入れおよび払戻しの依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻しおよびデビットカード取引をする場合」と、同規定第9条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第10条第1項中「自動機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第15条中「自動機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

(2) ローンカード規定の読替

ローンカードをデビットカード取引に利用する場合におけるローンカード規定の適用については、同規定第3条中「支払機」とあるのは「端末機」と、「出金」とあるのは「引落し」と、同規定第8条中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、同規定第13条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

## 第2章 公金納付

## 1.(適用範囲)

利用者が、次の各号のうちいずれかの者(以下「公的加盟機関」といいます。)に対して、機構所定の公的加盟機関規約(以下本章において「規約」といいます。)に定める公的加盟機関に対する公的債務(以下「公的債務」といいます。)の支払いを行うために、カードを提示した場合は、第1号においては規約所定の加盟機関銀行が、第2号においては規約所定の決済代行機関が当該公的債務を支払うものとします。この場合、利用者は、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額(第2号においては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用相当額)を支払う債務(以下「補償債務」といいます。)を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。)によって支払う取引(以下本章において「デビットカード取

引」といいます。)については、この章の規定により取扱います。

- (1) 規約を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関(以下本章において「加盟機関銀行」といいます。)と規約所定の公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。
- (2) 規約を承認のうえ、規約所定の決済代行機関と規約所定の間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、規約所定の当該間接公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードを、間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。

## 2.(準用規定等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2.ないし5.を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「直接加盟店」を「決済代行機関」と、「加盟店銀行」を「加盟機関銀行」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。
- (2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。
- (3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

### 第3章 規定の変更

## 1. (規定の変更)

当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容を当金庫ウェブサイト等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。

以上